

県民の皆様へのお願い（令和2年12月14日）

大阪府が府民に向けて要請している不要不急の外出自粛は、12月29日まで延長されることになりました。

この状況を踏まえ、県民の皆様におかれましては、12月29日までは、できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えていただきますよう改めてお願いします。

また、年末年始を迎えるにあたり、感染が拡大している地域から帰省等される方は、重症化しやすい高齢者等へ感染させないように、より感染拡大防止対策を心掛けた行動をお願いします。

・できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えるようお願いします

※期間：大阪府が府民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間

（令和2年12月4日～29日）

※通勤や通学などで出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください

・感染が拡大している地域から、帰省等される方は、高齢者等へ感染させないような行動をお願いします

下記10箇条についても、引き続き御留意いただきますようお願いいたします。

- ・特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・遅くまで集団で会食・宿泊をしない



- ・高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える
- ・医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える



- ・症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・事業所では発熱チェック
- ・病院、福祉施設サービスは特に注意



- ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守



- ・濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・医療機関は、まずコロナを疑う



〈特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない〉

- ・特に感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

〈遅くまで集団で会食・宿泊をしない〉

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。

〈高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える〉

- ・高齢者がカラオケなどの催しに参加したことで感染したと疑われる事例が見受けられます。感染によって重症化しやすい高齢者の皆様は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や、感染症対策がしっかりと取られていない場所への参加をお控えください。

〈医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える〉

- ・会食などに参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者など感染により重症化しやすい方々との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

〈症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診〉

- ・発熱や倦怠感などの症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談して下さい。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口*（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）に相談して下さい。

〈事業所では発熱チェック〉

- ・事業所においても従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をお願いします。

〈病院、福祉施設サービスは特に注意〉

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

〈各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守〉

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。県内の事業所ではガイドラインを守られている事業所が多い状況ですが、全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター掲示をお願いします。

〈濃厚接触者は陰性でもさらに注意〉

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が一回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

〈医療機関は、まずコロナを疑う〉

- ・医療機関、特にクリニックの皆様には、咳や微熱等、軽微な症状であっても、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

※受診・相談窓口（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）

受付時間など、詳しくは県ホームページをご確認ください。<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00205579.html>

・人権への配慮について

多くの方が新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、発表された感染者を特定し、SNS 等での個人への誹謗中傷や、個人情報等を拡散するなど、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、不確かな情報に惑わされたりすることなく、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただきますよう、お願いします。いかなる場合でも、不当な差別、いじめ等は決して許されません。

コロナ差別相談ダイヤル：073-441-2563 FAX：073-433-4540

- ・感染拡大予防ポスターを県ホームページに掲載していますので、ダウンロードして御活用ください。
- ・感染拡大防止のため、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部
(危機管理局危機管理・消防課 073-441-2273)